

2011 年度

# 運輸安全報告書

国土交通省認定マーク[有効:2013年12月]



2011 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度申請により認定を受けました

## 静鉄ジョイステップバス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、  
私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んで  
いることを紹介するものであります。

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況・・・・・・・・ P 3

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・・・・・・ P 4  
 (総件数および類型別の事故件数)

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・・ P 4

5. 輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

6. 輸送の安全に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

8. 事故、災害に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

9. 安全統括管理者、安全管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

10. 2012年度の輸送に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

12. 各種表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10



## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

### 基本方針

- ① 「輸送の安全確保」がバス事業最大の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力をすることが最大の責務である。
- ② 輸送の安全に関する法令・規則を遵守し、それを従業員一人ひとりが確実に励行する。
- ③ 組織一体となって、安全確保に不断の努力を傾注し、お客様の信頼に応えるとともに、地域・社会の発展に貢献する。

## 2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2011年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

目標	達成状況
1 ・重大事故件数(静岡運輸支局報告) 目標0件 (2010年度0件)	・追突傷害事故1件(×) 2011年11月6日 軽症者23名 本部事故防止委員会にて再発防止策検討 運行管理者会議・支部事故防止委員会にて再発防止の徹底を図る
2 ・接触傷害事故件数 0件 (2010年度2件)	・上記事故1件(×) 2010年度比較では▲2件
3 ・年間有責事故件数 12件 (2010年度39件)	・有責事故件数21件 目標に対してプラス9件(×) 2010年度比較では▲18件
4 ・後退措置、左右安全確認の徹底	・ガイドとの連携による後退時の下車誘導の徹底 ・ワンマン時は危険と感じたら下車確認の徹底 後退時の事故 2010年度比較▲6件 左右安全確認の事故 2010年度比較▲6件
5 ・車間距離の徹底	・飛石による車両損傷件数 2010年度比較▲2件

6	・高速道路上の事故撲滅	・速度に応じた追従距離の確保(運行管理規定) ・前方車両に3秒間の距離をとる 2010年度比較 ▲3件
---	-------------	---

(○:達成 ×:未達成)

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2011年4月1日から2012年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 1件

また、報告事故に至らない軽微な事故につきましては、前年38件に対しまして本年21件となり、▲18件となりました。

### 4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

### 5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針にもとづいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

#### 【年間事故防止施策】

- ① 指差確認の徹底(左・前よし・右よし発車)
- ② 速度調整(高速道路基本90km)
- ③ 業務用無線の活用(仕業終了時又は、次仕業時に無線の届く範囲で連絡)

#### 【年間基本重大事故撲滅5項目の徹底】

1. 発車の操作
  - ① 指差確認呼称「左前よし・右よし・車内よし発車」を行う
2. 交差点の操作
  - ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする  
(歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)
  - ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する(矢印信号は除く)
  - ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)
3. 横断歩道の操作
  - ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
  - ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保（運行管理規定参照）
- ③ 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる（2m以上）の車間距離を確保する。

4. 危険を予知した時の操作

- ① すぐに（1m）停止できる速度で徐行を行う。または一旦停止する。  
 ※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

【月間事故防止目標】

<p><u>4月 歩行者・自転車・バイクの追越し時の安全確認</u>                  ～追越し時 1m 以上の間隔、追越しが終了するまで目を離さない～</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>5月 車内事故撲滅</u>                  ～着席確認実施後発車 高速道路走行時での離席注意</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>6月 梅雨期・降雨時の事故防止</u>                  ～視界が悪くなるので早めの点灯 路面が滑りやすくなるので速度を落とし、十分な車間距離の確保</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>7月 左右安全確認の徹底</u>                  ～指差確認の呼称の「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>8月 追突事故の防止</u>                  ～走行時 10m 以上の車間距離確保 停車時 2m 以上確保</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>9月 交差点右左折時の操作</u>                  ～右折時は交差点中央で一旦停止後再徐行で進行する～                  ～左折時はハンドルを切る手前で一旦停止後、再徐行で進行する～</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>10月 黄色信号の進入禁止</u>                  ～歩行者信号を活用し、黄色信号は絶対に進入しない～</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>11月 薄暮れる夜間の安全運転の励行</u>                  ～16時からのヘッドライトの点灯 夜間は速度を落とし先行者や対向車が居ない場合はハイビーム活用～</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>12月 横断歩道の事故撲滅</u>                  ～指差確認呼称の実施</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>1月 雪道走行・凍結箇所の事故防止</u>                  ～スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>2月 防衛運転の励行</u>                  ～危険を感じたら、まず止まる。相手車両の不法行為に避譲する～</p>	<p>起因する事故なし</p>
<p><u>3月 重大事故の撲滅</u>                  ～重大事故撲滅 5 項目の完全実施～</p>	<p>起因する事故なし</p>

## 6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

### 【運輸安全マネジメント・運行関係】

- 1) 経営トップ（池田社長）による職場巡視(毎月1回)
  - ・ 現場部門との双方向コミュニケーション  
 本社：業務管理課同行 営業所：営業所長・運行係長（点呼執行者）  
 静岡営業所 焼津営業所 掛川営業所 3営業所巡視
- 2) 安全統括管理者（池田取締役営業部長）による職場巡視（2ヶ月に1回）
  - 本社：業務管理課同行 営業所：営業所長・運行係長（点呼執行者）・乗務員（当日の運転士及びツアーガイド）
  - ・ 現場部門 静岡営業所 焼津営業所 掛川営業所（主に乗務員）3営業所との双方向コミュニケーション意見交換
- 3) 定例会議での事故防止関係
  - ・ 管理者会議（本社、営業所管理職）・・・・・・毎月1回
  - ・ 本部事故防止委員会（本社、営業所管理職）・・・・・・毎月1回
  - ・ 支部（3営業所）事故防止委員会・・・・・・2ヶ月に1回
  - ・ 運行管理者会議（本社業務管理課・3営業所所長、副所長、運行係長）・・・・・・2カ月に1回
  - ・ グループ運行四社会議(運輸安全マネジメント・事故防止委員会)・・・・・・年4回
- 3) 教育・研修の実施
  - ・ 救命救急教育講習会の参加 3/13 実施



- 4) 全運転士への個人面接指導
  - ・ 営業所長による個人面接
  - ・ 適正診断、定期健康診断の結果に基づく指導
- 5) 乗務員出勤監査（早朝7：00～9：00）
  - ・ 静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所

6) 出先監査の実施

- ・ 富士川SA・浜名湖SA等各所14回（身だしなみ、歯止め、指差し確認、喫煙等）
- ・ その他、大口輸送時（随時）

8) 地震発生時の緊急避難訓練・情報伝達訓練の実施

実施日：2011年9月1日

- ・ 訓練想定  
駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8.0の地震が発生し県内各地では震度6以上となり県内全域に大きな被害が発生
- ・ 訓練実施  
地震災害対策本部・支部の設置状況、通信設備の使用状況  
避難・誘導訓練、消火器訓練、バス非常口脱出訓練、出勤状況調査他



9) 運輸の安全に関する運行保安監査の実施

運行管理規程に則り、貸切乗務員点呼簿、運行指示書、乗務員台帳、運行記録表、チャート紙、乗務員指導教育関係等を業務管理課にて3営業所の監査を実施

10) 静岡県バス協会主催 バスジャック対策訓練参加 9/20

11) 雪上訓練（長野県白馬方面） 1/10～11 22名参加

12) 事故防止・運輸安全マネジメント講習会 NASVA 講師を招いて、3営業所の所長・運行係長・運転士班長参加 合計28名 9/26



## 7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2011年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：円)

主 な 項 目		金 額
全体	運転記録証明書	113,400
3 営業所	赤色 LED 誘導灯火	192,570
全体	MCA ショルダー型無線 2 基	735,420
3 営業所	無事故報奨金 7 回分	70,000
3 営業所	乗務員手帳 130 部	241,605
3 営業所	事故防止安全・目標カード 130 部	40,950
合 計		1,393,945

## 8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)「事故、災害等に関する報告連絡体制」参照

## 9. 安全統括管理者、安全管理規程

- ① 安全統括管理者：取締役営業部長 池田 博久
- ② 安全管理規程：(別紙1)『安全管理規程』参照

## 10. 2012年度の輸送の安全に関する重点施策

2012年4月1日から2013年3月31日までの期間(2012年度)は、下記基本方針に基づいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

【運行関係】

### ●安全に関する基本方針

- ① 「輸送の安全確保」が、バス事業最大の使命であることを深く認識し、社長および役員・社員一同が安全確保に最善の努力をすることが最大の責務である。
- ② 輸送の安全に関する法令・規則を遵守し、それを従業員一人ひとりが確実に励行する。
- ③ 組織一体となって、安全確保に不断の努力を傾注し、お客様の信頼に応えるとともに地域・社会の発展に貢献する。

### ●重大事故撲滅五項目

#### 1) 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車します。」を行う。



2) 交差点の操作

- ① 黄色信号時の侵入は、絶対に厳禁する。(歩行者用信号点滅時は速度を緩め停止の準備を取る)
- ② 右折時には、交差点中心で、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車したあと、徐行して進入する。
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進入する。

3) 横断歩道での操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 横断歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置く。

4) 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車時は、前車のナンバープレートが確認できる(2m以上)の車間距離を確保する。

5) 危険を予知した時の操作

- ① すぐに(1m以上)停止できる速度で徐行を行う、または一旦停止する。
  - \* 危険を予知した時とは、『子供の飛び出し』や『自転車・二輪車バイクの飛び出し』等の予想された時であって、予め場所は指定しない。過去の事故発生場所は実施。

●年間基本「防衛三原則」の徹底

- 1) 調節 運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずから責任事故を起こさない。
- 2) 集中 道路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。
- 3) 謙譲 安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を、思いやりの気持ちをもって、譲り合いの精神で進んで避譲する。

●年間事故防止目標

- 後退時による事故撲滅
- 左右安全不確認による事故撲滅
- 高速道路上の事故撲滅

●年間事故防止施策

- 1. 指差確認の徹底(左・前よし・右よし発車)
- 2. 速度調整(基本90km)及び車間距離の徹底
- 3. 業務用無線の活用(仕業終了時又は、次仕業時に無線の届く範囲で連絡)
- 4. 後退時には窓を開け、顔を出して前方後方確認後後退
- 5. 後退時にハザードランプ点灯の徹底
- 6. 後退時にツアーガイド付の場合、お互いにコミュニケーションを図り後退

●月間事故防止目標

- 4月 子どもと高齢者に対する安全確認の徹底 (4～6月安全運転コンクール実施・春の交通安全運動実施)
- 5月 車内事故撲滅 (4～6月安全運転コンクール実施)
- 6月 梅雨期、降雨時の事故防止 (4～6月安全運転コンクール)
- 7月 歩行者・自転車・バイクの追越し時の安全確認 (夏の交通安全運動実施)
- 8月 追突事故の防止
- 9月 交差点右左折時の操作 (秋の交通安全運動実施)
- 10月 黄色信号の進入禁止
- 11月 薄暮れから夜間の安全運転の励行
- 12月 横断歩道の事故撲滅(年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施・年末の交通安全運動実施)
  - 1月 雪道走行・凍結箇所の事故防止(年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施)
  - 2月 防衛運転の励行
  - 3月 重大事故の撲滅

●日間事故防止目標設定

各営業所にて設定 毎日の点呼時に呼称し乗務員に指導

●年間事故防止数値

- ・重大事故件数 (運輸支局報告事故) 0件
- ・接触傷害事故件数 (人身事故) 0件
- ・年間有責事故件数 10件以内

11. 各種表彰

- ・平成23年度静岡県高速道路安全協議会中部支部 優良運転者支部長表彰受賞 4名
- ・平成23年度静岡県高速道路安全協議会 隊長・会長連盟表彰受賞 2名
- ・平成23年度安全運転コンクール 静岡県バス協会会長表彰 掛川営業所受賞
- ・平成23年度(社)日本バス協会会長優良バス運転者表彰受賞 4名

(別紙1)『安全管理規程』

## 安全管理規程

2010(平22)年5月1日改定

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ① 会社全体の年間目標
- ② 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者
- 2 営業部長「貸切バス事業の営業および管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理・運行における管理、教育および車両整備担当」(以下「以下担当部長」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、担当部部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全総括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 第 3 条の輸送の安全に関する方針、第 4 条の輸送の安全に関する重点施策、第 5 条の輸送の安全に関する目標および第 6 条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥ 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するために、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 第 3 条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第 6 条の輸送の安全に関する計画に従い、第 4 条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第 12 条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙「緊急体制連絡網」により行う。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
  - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
  - 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第 14 条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第 15 条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

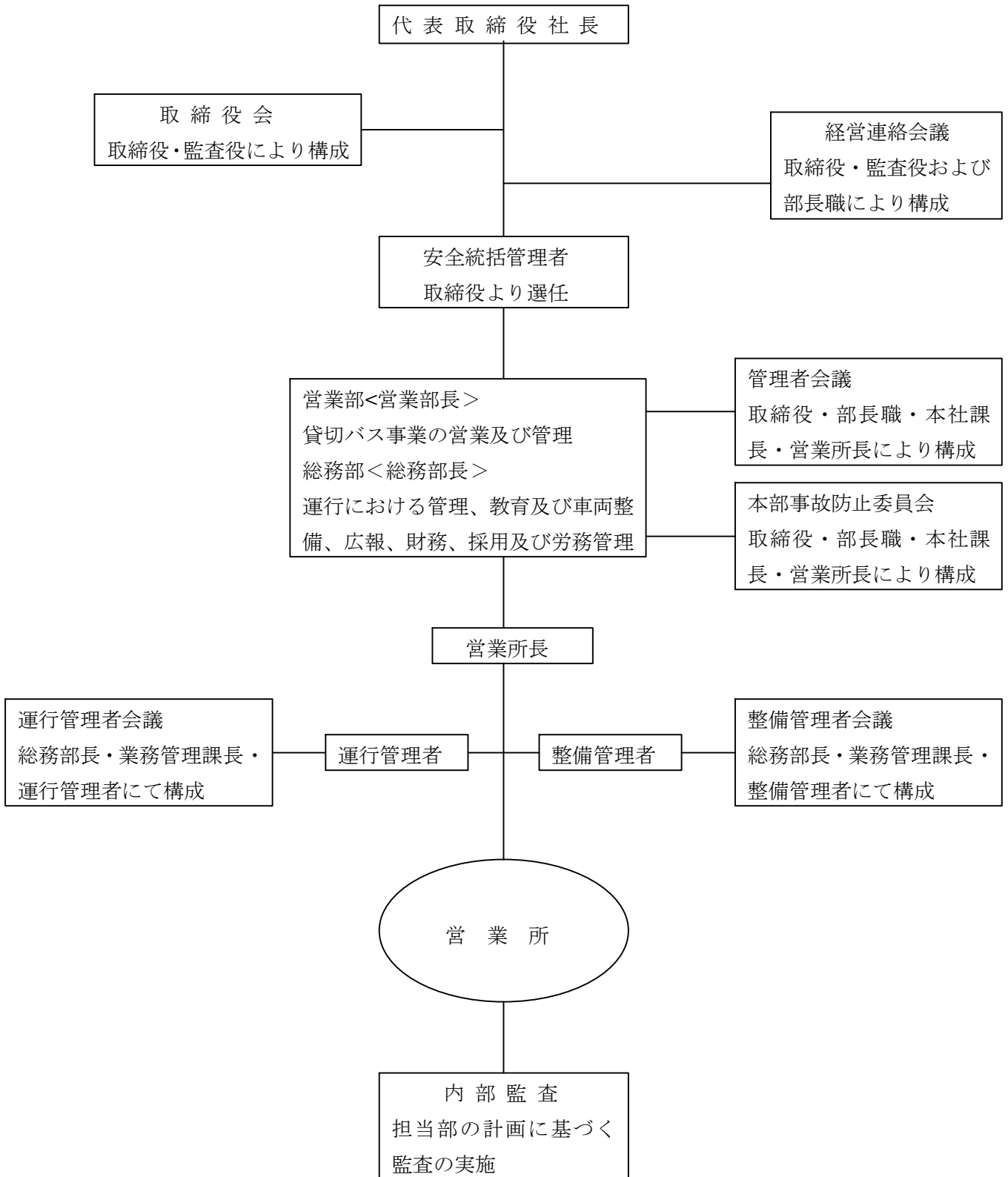
- 第 17 条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
- ① 輸送の安全に関する基本的な方針

- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - ③ 自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計  
(総件数および類型別の事故件数)
  - ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
  - ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
  - ⑥ 輸送の安全に関する計画
  - ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
  - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
  - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
  - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
  - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

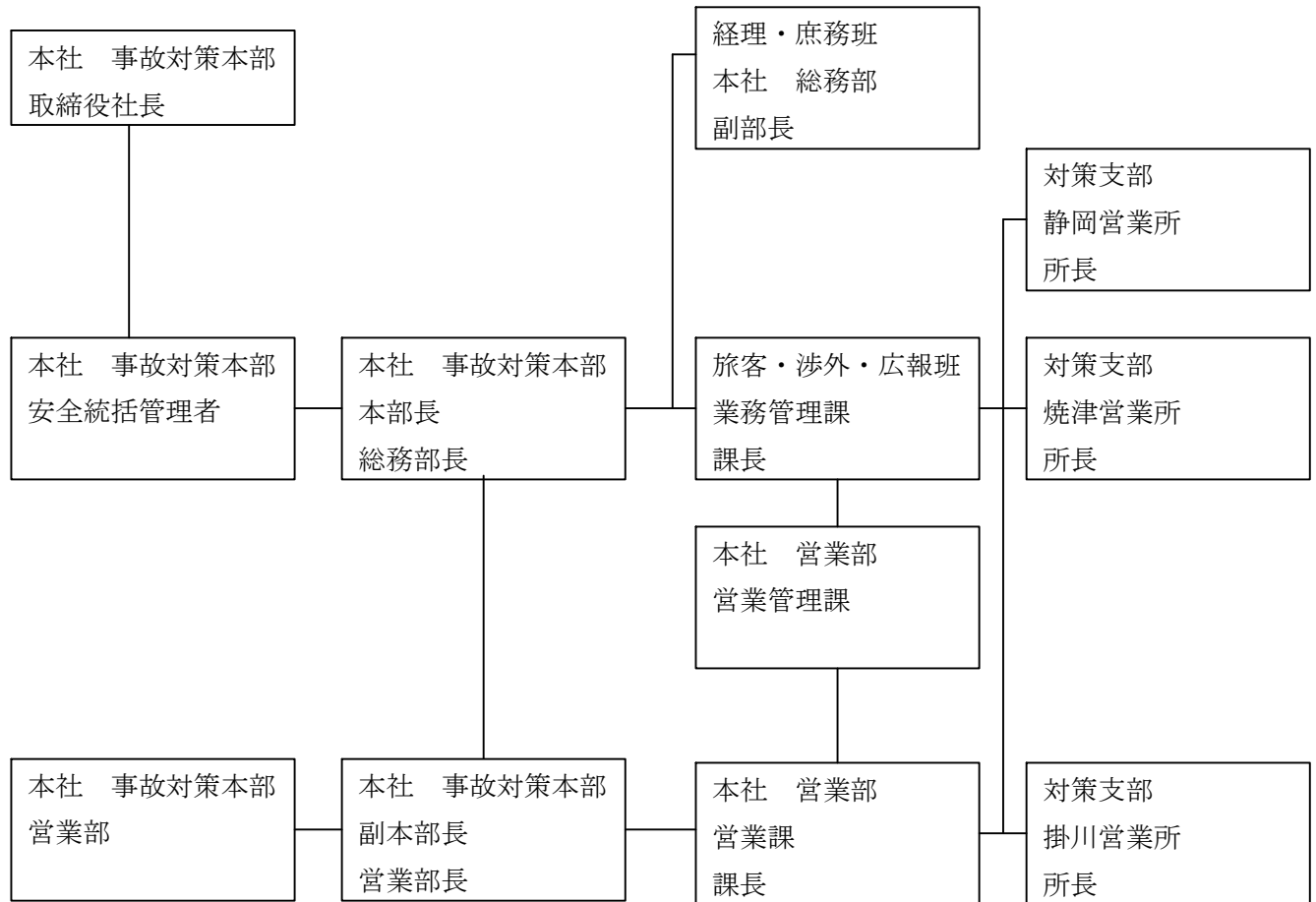
- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保存する。
  - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

(別紙2) 『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』





(別紙3)『事故、災害等に関する報告連絡体制』



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部 (054) 257-7600

2011年度 運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

〒421-0113 静岡市駿河区下川原南2-30

<http://www.joystep.co.jp/company/contact.html>

2012年6月発行